



国民年金 学生納付特例制度

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、学生であっても保険料を納付しなければなりません。学生で本人の前年の所得が一定額以下の場合には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例

制度」を利用できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを経由して電子申請できます(下記参照)。



申請を行わず保険料が未納のままだと、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受け取れなくなることもありますのでご注意ください。

日本年金機構では、国民年金制度の内容・メリット・学生納付特例制度の手続き等を動画で案内しています。詳細は「日本年金機構」(下記参照)をご覧ください。



東京都主税局からの お知らせ

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者に課税されます。対象者には納税通知書を5月1日に発送しました。6月1日(月)までに納めてください。

自動車税の減免申請はお済みですか?

身体障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税の減免を受けられる制度があります。納期限まで(新たに自動車を取得した場合は取得日から1ヵ月以内)に申請が必要です。詳細は「東京都主税局」をご覧ください。

府中年金事務所 国民健康保険 特定健康診査

対象者には6月上旬から受診券を送付しますので、期限までに受診してください。

令和8年4月1日から受診日まで継続して稲城市国民健康保険に加入している次の年齢の方

- ① 令和8年6月～10月に75歳となる方
- ② 40～74歳の方(令和9年3月31日現在)、令和8年11月～令和9年3月に75歳となる方

自動車税コールセンター 車検時に納税証明の提示が省略できます

運輸支局・自動車検査登録事務所では、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。ただし、納税確認ができるまで、納付後最大で10日程度かかります。

東京都主税局徴収指導課 入管理指導班 ☎03・5388・2984

軽自動車税の 減免手続き

身体障害者手帳等を持ち、一定の要件を満たす方は、軽自動車税の減免を受けられます。詳細は「障害福祉のしおり」をご覧ください。

※「障害福祉のしおり」は障害福祉課・市で入手可

※個人名義の自家用自動車(車検証に「自家用」と記載されている自動車)に限る

※身体障害者手帳・戦傷病

所有者等の条件

納税義務者(※1)	運転者	使用目的
障害者の方	障害者の方	問いません
	障害者以外の方	障害者の方の通院・通学等のために使用
障害者の方と生計を同じくする方(※2)	障害者の方	
	障害者以外の方	

※1 割賦販売の場合は使用者
※2 障害者の方と同居・近隣(2km以内)に住んでいる親族等

- 者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- 運転する方の運転免許証
- 軽自動車税納税通知書
- 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等(パートナーシップ関係にある方のみ)

先問課課市民税係

シャッター

第47回多摩川清掃(4月5日・多摩川)

「多摩川を美しくする会」が中心となり、多摩川原橋から是政橋下流までの河川敷の清掃活動が行われました。当日は71団体・約1,100人の参加があり、約1,180キロのごみが集められました。

対象の方には受診券を順次発送します。詳細は受診券同封の案内・市(下記参照)をご覧ください。

スマートフォンやタブレット端末の無料アプリ「マイロ」で広報いなぎ・いなぎ市議会だよりを閲覧できます。アプリをダウンロード(下記参照)し、登録すると発行日に最新号が自動配信されます。

75歳以上の皆さんへ 無料で健康診査を受けられます

▽受診期限 ①10月31日(土) ②11月30日(月)

▽受診期限 10月31日(土)

アプリでも 閲覧できます

広報いなぎ

固定資産税・都市計画税 納税通知書を送付しました

課税課土地係・家屋係

令和8年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日付で送付しました。※到着まで2週間ほどかかる場合があります。

固定資産税・都市計画税の特例・減額措置

住宅用地に対する課税標準の特例措置(特例率)

住宅用地の土地は、税負担を軽減するために課税標準の特例措置があります(表1参照)。広さによって、「小規模住宅用地」「一般住宅用地」に分けて特例措置が適用されます。

要件	特例率	
	固定資産税	都市計画税
住宅用地(※)	小規模住宅用地 1戸当たり200㎡まで	評価額×1/6
	一般住宅用地 200㎡を超える部分	評価額×1/3

※住宅用地は、その敷地に建っている居住用家屋の床面積の10倍まで認定されます。家屋を取り壊した場合、住宅用地とは認定されません。

新築住宅に対する減額措置

新築された住宅が、一定の要件を満たす場合、新たに課税される年度から一定の期間、固定資産税が2分の1減額されます(表2参照)。

要件	減額床面積	減額期間
50～280㎡の住宅 ※共同住宅は40～280㎡	左記のうち、 120㎡まで	3階建て以上の耐火または準耐火住宅 新築後5年間 (認定長期優良住宅は7年間)
		上記以外の住宅 新築後3年間 (認定長期優良住宅は5年間)

固定資産税・都市計画税の縦覧と閲覧

縦覧

固定資産税(土地・家屋)を納めている方は、他の土地や家屋の評価額等を記載した帳簿を無料で縦覧できます。

閲覧(名寄帳交付)

固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方は期間中、自分の名寄帳(課税台帳)の写しを無料で取得できます(期間外は有料)。

※本人名義以外(配偶者、家族、会社等)の名寄帳の写しを取る場合は委任状または納税通知書が必要

◆共通事項

▽縦覧・閲覧期間 6月1日(月)まで
※休日開庁日は閲覧のみ可
時 午前8時30分～午後5時
※休日開庁日は午前11時45分～午後1時を除く

場 課税課
持 本人確認書類

期限内納付にご協力ください

▽納期限 ○第1期=6月1日(月)
○第2期=7月31日(金)
○第3期=12月25日(金)
○第4期=令和9年3月1日(月)

問 収納課税管理係